

事務連絡  
令和4年12月9日

公益社団法人日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今秋以降の感染拡大への対応については、11月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」が決定されました。

本決定を受け、年末年始期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、年末年始期間中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととされたことについて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から各省庁宛て通知がありました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと  
特にオミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、オミクロン株対応ワクチンを接種していただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 年末年始期間中（令和4年12月24日から令和5年1月12日まで。以下同じ。）、上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ 年末年始期間中、主要な駅（駅周辺を含む。）や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、傘下の団体等に対し周知等の御協力をお願いします。